

【遺族年金をもらう権利が消滅するとき(失権)】

遺族年金をもらっている人が下記のいずれかに該当したときは、遺族年金をもらう権利が消滅するので、「遺族年金失権届」を日本年金機構に提出する必要があります。

- 1 亡くなったとき
- 2 結婚したとき(内縁関係、事実婚も含む)
- 3 直系血族または直系姻族以外の人の養子となったとき(事実上の養子縁組関係も含む)
- 4 離縁によって親族関係がなくなったとき
- 5 障害状態にある子や孫が18歳になった年度の3月31日に達したあと、20歳になるまでに、障害等級1級・2級の障害状態に該当しなくなったとき

遺族年金は「有期年金」のケースもあります

たとえば、子や孫は18歳になった年度の3月31日に達すると(障害状態にある場合は20歳)、遺族年金の支払いが終了します。また、夫が死亡したときに30歳未満の「子のない妻」の遺族厚生年金は、年金を受ける権利を得てから5年を経過すると支給は終了します。

【遺族年金失権届の提出期限と提出先】

「遺族年金失権届」の用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

遺族基礎年金を受けていた場合 **14日以内** → 年金事務所または街角の年金相談センターへ提出
 遺族厚生年金を受けていた場合 **10日以内**

【今後の取り扱い】

遺族年金をもらっている人の氏名が住民票の氏名情報と一致しないとき、2018年3月からの日本年金機構の対応は次のようになります。

- 月ごとに住基ネットの氏名情報を取得し、氏名不一致者には期限を決めて遺族年金失権届または氏名変更理由届の提出勧奨が行われます。
- 指定期限までに提出がない場合は、戸籍の公用請求を行い、氏名変更の理由が失権事由に該当する場合は、職権により失権処理が行われます。

いわゆる「死後離婚」などはどうなる?

姻族との親族関係を終了させる「姻族関係終了届」や、姓を旧姓に戻す「復氏届」を提出しても、遺族年金をもらう権利は消滅しません。

参考

会計検査院によって指摘された遺族年金の払いすぎの内訳

※第33回 社会保障審議会 年金事業管理部会 資料より

● 失権事由に該当しているのに失権届を提出していない受給権者に対して遺族年金を支給していた事象	25人	1億6019万円
● 失権届を遅れて提出したり、失権届に事実と相違する失権日を記載したりしている受給権者に対して遺族年金を支給していた事象	970人	17億1327万円
	計 995人	18億7346万円

老齢年金は、一生受け取れる「終身年金」です。しかし、遺族年金は婚姻や養子縁組などにより、年金を受ける権利が消滅したら、手続きが必要で、

典子 遺族年金の払いすぎのニュースを聞いたことがあるのですが、どういうことでしょうか？

先生 結婚などにより、年金を受ける権利が消滅したときの届け出もれや遅れにより、約18億円の遺族年金の払いすぎが会計検査院によって指摘されたニュースですね。

典子 そんなに大きな金額だったんですね。なぜ、そんなことが起きたのでしょうか？

先生 遺族年金をもらっている人がそうした手続きが必要なことや、届け出期限を知らなかったケースが多いと思われる。

典子 たとえば、私のケースだと、もし再婚したら届け出をするということですか？

先生 でも、すぐに婚姻届を提出しないこともあると思うのですが……。

先生 内縁関係の事実婚の場合も、

遺族年金をもらう権利は消滅するの
 で注意が必要です。

典子 えっ、そうなんですか？ 届け出が遅れたら、もらった遺族年金はどうなるのでしょうか？

先生 5年の消滅時効が成立した分は返還請求されませんが、5年以内の分は返還することになります。

典子 手続きを知らない、あとが大変ですね。

先生 今後は、年金証書や年金額改定通知書に同封される文書で周知されたり、日本年金機構と住民票の氏名情報が一致しない場合に通知されたりするようになりますよ。

典子 ページ数が多いものだと、読み切れないです……。

先生 年金証書に同封されるお知らせの冊子には大幅にページ数を減らすなど、リーフレット類の見直しが進んでいますよ。

ねんきん
相談カフェ

遺族年金の権利が 消滅したら

相談者

典子(38歳)

専業主婦

※夫が亡くなり、遺族年金をもらっている。



横山玲子

(よこやま れいこ)

社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所

代表、ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>

Twitterアカウント @mayokor